

あんしん住宅ローン（無担保）（変動金利型）

(2023年6月1日現在)

1. 貸出期間	・1～25年
2. 貸出金額	(1) 最低貸出金額及び単位 1万円以上 1万円単位 (2) 貸出限度額 2,000万円
3. 金利変動の有無	・変動金利 (1) 借入利率は、金庫が定める「労金変動型住宅ローンプライムレート」（基準金利）の利率（以下、「基準利率」といいます。）を基準として、基準利率の変動に伴ってその変動幅と同率で引き上げまたは引き下げられるものとしします。 (2) 借入利率は、毎年4月1日および10月1日（以下、「見直し基準日」といいます。）に見直すものとしします。 (3) 見直し後の借入利率は、見直し前の借入利率に今回見直し基準日現在の基準利率と前回見直し基準日現在の基準利率との差を加減した利率としします。 ただし、最初の借入利率の見直しの場合には、見直し前の借入利率に見直し基準日現在の基準利率と借入時の基準利率との差を加減した利率としします。 (4) 見直された借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年6月の約定返済日翌日、10月1日見直し基準日の場合は同年12月の約定返済日翌日からとしします。
4. 借入期間中の異なる金利適用の有無	・該当なし
5. 借入資格	(1) 未成年者、制限行為能力者または住所不定でない方 (2) 最終返済時年齢が76歳未満の方 (3) 勤続年数が1年以上または安定継続した年収が150万円以上の方 (4) 保証協会の保証を受けられる方
6. 資金使途	・本人または2親等以内の親族が取得する住宅等またはリフォーム全般に関する資金。 ・住宅ローンの借換資金
7. 保証	・日本労信協の保証
8. 返済の方式と頻度	・「元利均等毎月払い」または「元利均等毎月払いと元利均等ボーナス払い併用」があり、何れかを選択していただきます。 （元利均等払いとは、融資金を毎月またはボーナス返済月の各返済日に一定の返済額〔元金＋利息〕で返済する方式です。） なお、新築等で工事完了前（引渡し前）の資金交付を希望される場合は、原則6カ月以内の元金返済据置期間を設定することができ、その期間中は利息のみ返済します。
9. 返済試算額の入手方法	・店頭でお申し出があれば試算いたします。
10. 返済額変更の基準と頻度（金利変動とは異なる）	(1) 毎回の元利金返済額は、借入利率の変更の都度見直すものとし、それぞれ4月1日見直し基準日の場合は同年7月、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の約定返済日より新返済額に変更されるものとしします。（以下、この見直し方法を「都度の返済額の見直し」といいます。） (2) 都度の返済額の見直しは、借入利率、残存元金、最終回返済日に基づき新返済額を算出するものとしします。ただし、新返済額は見直し前の返済額を下回らないものとし、この場合は元利金返済額を変更することなく返済回数を繰り上げるものとしします。
11. 保証料	・不要（ろうきん負担）
12. 返済条件変更の場合の手数料	・手数料無料
13. 金利情報の入手方法	・金利については窓口でお問い合わせください。

<p>14. 団体信用生命保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品はろうきん団信、3大疾病団信の対象商品です。 (1) ろうきん団信とは、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に保険金が支払われる保険です。連帯債務者であるご夫婦2人で加入することができ、どちらかに万一のことがあった場合に住宅の持分や返済額等にかかわらず保険金が支払われる「夫婦連生団信」もお取り扱いしています。 (2) 3大疾病団信とは、ろうきん団信に特約として3大疾病と障害保障が付帯され、ローン利用者(被保険者)が次のいずれかに該当した場合に保険金が支払われる保険です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 3大疾病保険金 がん、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患し所定の給付要件に該当したとき ② 障害保険金 国民年金法施行令に規定する障害基礎年金の障害等級1級に相当する所定の障害状態に該当したとき ③ 死亡(高度障害)保険金 死亡または所定の高度障害状態に該当したとき ・団信種類によって、住宅ローン金利に所定の金利が上乘せとなります。詳しくは最寄りの本店へお問合せください。
<p>15. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 電話番号 0120-480-975 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-rokin.or.jp
<p>16. 第三者機関に問題解決を相談したい場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。なお、お客様が直接「仲裁センター」へ申し出ることも可能です。 (【仲裁センター】は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。) 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター:03-3581-0031、 第一東京弁護士会仲裁センター:03-3595-8588、 第二東京弁護士会仲裁センター:03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合せいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-rokin.or.jp

あんしん住宅ローン（無担保）（固定金利選択型）【自動更新型】

(2023年6月1日現在)

1. 貸出期間	・ 3～25年
2. 貸出金額	(1) 最低貸出金額及び単位 1万円以上 1万円単位 (2) 貸出限度額 2,000万円
3. 金利変動の有無	<p>・ 固定金利選択型とは、変動金利の契約中に一定期間（以下「特約期間」といいます。）固定金利を特約する方式です。</p> <p>(1) 特約期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「3年」、「5年」、「10年」、「20年」の中からお選びいただけます。 <p>(2) 特約ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資日から、最初に到来する約定返済日より特約期間年（3年固定の場合は3年）後の応答日（約定日）の1回前の約定返済日までが特約期間となります。 ・ 特約期間中は、借入利率が固定され、基準金利や市中金利の変動に関わりなく、返済額も固定されます。 <p>(3) 再特約ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特約期間終了後の特約のお取扱いは、特約期間終了日の1カ月前の応当日までに自動更新解除のお申し出がない場合、固定金利選択型3年は固定金利選択型3年で、固定金利選択型5年は固定金利選択型5年で、固定金利選択型10年は固定金利選択型10年で自動更新します。 ・ この場合、特約期間終了前に次回の特約金利とご返済金をご案内します。 ・ 特約期間終了後の残返済期間（最終回の約定返済日までの期間）が自動更新する年数に満たない場合、自動更新は行わず、特約期間が終了し、以降は変動金利型となります。 ・ 自動更新解除のお申し出をされた場合は、変動金利型またはその他の特約金利商品を選択いただくことになります。 <p>※残存返済期間よりも長期となる特約期間を選択することはできません。</p> <p>(4) 再特約後の金利およびご返済額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用金利は、特約期間終了日の前々月1日時点の再特約期間に応じた金利が特約期間終了日の翌日から適用されます。 ・ 再特約期間に応じた適用金利、ローン残高、最終約定返済日までの残りの返済期間により、返済額が算出され、次の条件により新返済額が再特約期間終了日直後の約定返済日から変更されます。 <ul style="list-style-type: none"> ①「現在返済額<算出返済額」の場合は、算出返済額が新返済額となります。 ②「現在返済額>算出返済額」の場合は、現在返済額が新返済額となります。 <p>(5) 特約終了後の変動金利ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用金利は、当該商品の特約終了日の翌日に変動金利型で新規に融資する借入利率とし、特約期間終了日翌日から適用されます。 ・ 借入利率は、金庫が定める「労金変動型住宅ローンプライムレート」（以下、「基準金利」といいます。）の利率（以下、「基準利率」といいます。）を基準として、基準利率の変動に伴ってその変動幅と同率で引き上げまたは引き下げられるものとします。 ・ 借入利率は、毎年4月1日および10月1日（以下、「見直し基準日」といいます。）に見直すものとします。 ・ 見直し後の借入利率は、見直し前の借入利率に今回見直し基準日現在の基準利率と前回見直し基準日現在の基準利率との差を加減した利率とします。ただし、最初の借入利率の見直しの場合には、見直し前の借入利率に見直し基準日現在の基準利率と借入時の基準利率との差を加減した利率とします。 ・ 見直された借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年6月の約定返済日翌日、10月1日見直し基準日の場合は同年12月の約定返済日翌日からとします。

3. 金利変動の有無（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> 変動金利が適用されている期間は、申し出て所定の手続により再度特約期間を設けることができます。この場合、特約の契約日における労働金庫所定の新規固定金利を適用します。 なお、残存期間が特約期間に満たない場合は特約期間を設けることはできません。
4. 借入期間中の異なる金利適用の有無	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
5. 借入資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 未成年者、制限行為能力者または住所不定でない方 (2) 最終弁済時年齢が 76 歳未満の方 (3) 勤続年数が 1 年以上または安定継続した年収が 150 万円以上の方 (4) 保証協会の保証を受けられる方
6. 資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 本人または 2 親等以内の親族が取得する住宅等またはリフォーム全般に関する資金。 住宅ローンの借換資金
7. 担保	<ul style="list-style-type: none"> 日本労信協の保証
8. 返済の方式と頻度	<ul style="list-style-type: none"> 「元利均等毎月払い」または「元利均等毎月払いと元利均等ボーナス払い併用」があり、何れかを選択していただきます。 （元利均等払いとは、融資金を毎月またはボーナス返済月の各返済日に一定の返済額〔元金＋利息〕で返済する方式です。） なお、新築等で工事完了前（引渡し前）の資金交付を希望される場合は、原則 6 カ月以内の元金返済据置期間を設定することができ、その期間中は利息のみ返済します。
9. 返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭でお申し出があれば試算いたします。
10. 返済額変更の基準と頻度（金利変動とは異なる）	<ul style="list-style-type: none"> 特約期間 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特約期間中に返済額の変更はしないものとし、特約期間終了後に再度特約期間を設ける場合、または変動金利に移行する場合の元金返済額は、特約終了日時点の残高、新たに適用される金利と最終返済日までの期間に基づいて算出し、新返済額が従前の返済額を上回る場合は新返済額を適用し、新返済額が従前の返済額以下となる場合は、返済額の減額は行わずに従前の返済額を継続適用します。 なお、算出した返済額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てし、1 円単位の金額として特約期間終了直後の返済分より新返済額に変更するものとします。 (2) 変動金利が適用されている期間に、再度特約期間を設ける場合も前項と同様とします。 変動金利が適用されている期間 <ul style="list-style-type: none"> (1) 毎回の元金返済額は、借入利率の変更の都度見直すものとし、それぞれ 4 月 1 日見直し基準日の場合は同年 7 月、10 月 1 日見直し基準日の場合は翌年 1 月の約定返済日より新返済額に変更されるものとします。（以下、この見直し方法を「都度の返済額の見直し」といいます。） (2) 都度の返済額の見直しは、借入利率、残存元金、最終回返済日に基づき新返済額を算出するものとします。ただし、新返済額は見直し前の返済額を下回らないものとし、この場合は元金返済額を変更することなく返済回数を繰り上げるものとします。
11. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> 不要（ろうきん負担）
12. 返済条件変更の場合の手数料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 返済額の増額……………手数料無料 (2) 返済額の減額……………手数料無料 (3) 変動金利が適用されている期間の再特約手数料…………… 5,500 円（消費税込）
13. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利については窓口でお問い合わせください。
14. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> 本商品はろうきん団信、3 大疾病団信の対象商品です。 (1) ろうきん団信とは、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に保険金が支払われる保険です。連帯債務者であるご夫婦 2 人で加入することができ、どちらかに万一のことがあった場合に住宅の持分や返済額等にかかわらず保険金が支払われる「夫婦連生団信」もお取り扱いしています。

14. 団体信用生命保険（つづき）	<p>(2) 3大疾病団信とは、ろうきん団信に特約として3大疾病と障害保障が付帯され、ローン利用者(被保険者)が次のいずれかに該当した場合に保険金が支払われる保険です。</p> <p>① 3大疾病保険金 がん、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患し所定の給付要件に該当したとき</p> <p>② 障害保険金 国民年金法施行令に規定する障害基礎年金の障害等級 1 級に相当する所定の障害状態に該当したとき</p> <p>③ 死亡(高度障害)保険金 死亡または所定の高度障害状態に該当したとき</p> <p>・ 団信種類によって、住宅ローン金利に所定の金利が上乘せとなります。詳しくは最寄りの本支店へお問合せください。</p>
15. ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ	<p>・ ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>電話番号 0120-480-975 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.niigata-rokin.or.jp</p>
16. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<p>・ 弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。なお、お客様が直接「仲裁センター」へ申し出ることも可能です。(【仲裁センター】は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。)</p> <p>【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター:03-3581-0031、 第一東京弁護士会仲裁センター:03-3595-8588、 第二東京弁護士会仲裁センター:03-3581-2249</p> <p>※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合せいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.niigata-rokin.or.jp</p>